

～ 土地改良区の活性化に向けて～

報 告 書



富山県土地改良区活性化検討会

平成25年3月



富山県土地改良区活性化検討会

はじめに（活性化検討会設置の経緯）	1
富山県の土地改良区の現状	4
1 土地改良区数・職員数状況	4
2 土地改良区経常賦課金状況	5
3 全国と富山県の比較 （土地改良区の財政、運営意向アンケート）	6
土地改良区運営上の課題 賦課金、施設管理、運営、その他	8
土地改良区のあり方	12
1 農業構造の変化	12
2 土地改良区の性格と役割	14
3 土地改良区のあるべき姿	15
土地改良区の活性化・基盤強化策	16
1 土地改良区運営の賦課金等の確保	16
（1）賦課金負担者の明確化	16
（2）一括納付制度の導入	19
（3）協力金（宅地賦課）の制度化	19
2 土地改良施設の適正かつ円滑な管理の推進	20
（1）計画的な施設の管理及び更新	20
（2）公益的機能に配慮した行政支援の拡充	20
（3）地域連携による施設管理	21
3 その他（土地改良区の組織強化）	22
（1）組織・運営基盤の強化	22
（2）人材育成	22
（3）土地改良区の役割等の普及啓発	23
（4）県土地改良事業団体連合会による支援の充実	23
参考資料	24

はじめに

「富山県土地改良区活性化検討会」設置の経緯

平成24年6月7日県主催の土地改良区理事長会議において、事業制度や負担等の問題のほか土地改良区の役割や方向性を示してほしい等の要望が出され、県からは土地改良区のあり方についていっしょに考えていきたいのとの回答がなされた。

また、6月12日の県議会農林水産委員会においても、土地改良事業の進め方や土地改良区の運営について、同趣旨の質疑応答が行われた。

一方、土地改良区の問題は、県等へ指導・支援を要望するのみでなく、土地改良区自らが考え・検討することも必要であるとの意見が出されていた。

このような経緯も踏まえ、県土連が事務局となり、県内土地改良区の事務局長等22名の委員と県・県出先及び県土連の9名のオブザーバーによる「富山県土地改良区活性化検討会」を設置することとなった。

本検討会は、県内の土地改良区が直面している現状や課題、今後の土地改良区のあり方や活性化（基盤強化）策について意見交換することとし、8月より2ヶ月毎に計4回開催し、検討を行った。

「富山県土地改良区活性化検討会」 開催結果

	開催年月	検討内容
第1回	H24年 8月9日(木) 午後	・検討会の設置目的と今後の進め方 ・各土地改良区の現状や課題報告・検討
第2回	10月12日(金) 午後	・主要課題の検討
第3回	12月13日(木) 午後	・土地改良区の今後のあり方や活性化(基盤強化)策の検討
第4回	H25年 2月13日(水) 午後	・とりまとめ

「富山県土地改良区活性化検討会」設置要領

平成24年7月19日

1 趣旨・目的

本県の農業・農村を取り巻く情勢は、農業構造の変化、農村の過疎化・高齢化や土地持ち非農家の増加等により、農地や農業水利施設の適切な維持管理及び計画的な整備・更新が困難になってきている。

また、土地改良区には土地改良施設の管理や整備といった従来からの役割に加え、地域住民の参加・協力を得ながら環境保全や多面的機能の発揮に努めるなどの役割も期待されている。

このような状況を踏まえ、今後の土地改良区のあるべき望ましい姿や具体的な活性化策（基盤強化）について、土地改良区職員自らが考え・検討することにより農業・農村の振興を図る。

2 検討テーマ：「土地改良区の活性化」

県内の土地改良区が直面している現状や課題、今後の土地改良区のあり方や活性化（基盤強化）策について検討する。

3 構成

土地改良区の活性化に取り組む意欲のある土地改良区の事務局長等で構成し、互選により委員長を置く。

委員 県内土地改良区事務局長等20名程度

（各土地改良協議会事務局長を含み4～5名ずつ）

富山県土地改良事業団体連合会 専務理事

オブザーバー 富山県農村整備課・農村振興課主幹等

富山県農林振興センター指導課長

富山県土地改良事業団体連合会 事務局長等

事務局 富山県土地改良事業団体連合会 総務課・指導課

4 運営

検討会は2ヶ月に1回程度開催し、委員長が招集する。

「富山県土地改良区活性化検討会」委員等名簿

	氏名	所属	備考
委 員	森野隆樹	朝日町土地改良区 事務局長	(東部土地改良協議会)
	大家 誠	愛本新用水土地改良区 事務長	
	飯野和男	黒部川左岸土地改良区 事務局長	
	山田義春	魚津市土地改良区 事務局長	
	水野敏夫	滑川南部土地改良区 副理事長	
	田中博明	常西用水土地改良区 維持管理課長	(富山土地改良協議会)
	上田 隆	上条用水土地改良区 事務局長	
	杉谷逸夫	呉羽射水山ろく用水土地改良区 主幹	
	奥野秀一	婦中土地改良区 事務局長	
	亀谷信之	立山町土地改良区 事務局長	
	浦田 稔	福岡町土地改良区 事務局長	(高岡土地改良協議会)
	居島秀夫	小矢部市土地改良区 事務局長	
	金山宗雄	高岡市土地改良区 参事・事務局長	
	瀬戸三男	氷見市土地改良区 常務理事	
	安田克則	射水平野土地改良区 事務局長	
	山崎良吉	大門町土地改良区 理事・事務総括	
	長谷川正助	砺波土地改良協議会 事務局長	(砺波土地改良協議会)
	城宝 勇	庄川上流用水土地改良区 事務局長	
	大能修司	庄東用水土地改良区 事務局長	
	堀 和男	小矢部川上流用水土地改良区 事務局長	
神島敏之	砺波市土地改良区 事務局長		
石田博信	富山県土地改良事業団体連合会 専務理事	委員長	
オ ブ ザ ー バ ー	松岡 樹	富山県農林水産部農村整備課 主幹	
	上村弘樹	富山県農林水産部農村整備課 課長補佐	
	南 理	富山県農林水産部農村振興課 主幹	
	長田英一	富山県新川農林振興センター指導課長	
	大楠立紀	富山県富山農林振興センター指導課長	
	宮田義人	富山県高岡農林振興センター指導課長	
	山森主税	富山県砺波農林振興センター指導課長	
	大口 章	富山県土地改良事業団体連合会 事務局長	
	大森裕一	” 指導監	
事 務 局	山本健次	富山県土地改良事業団体連合会 指導部長	
	紫藤陽一	” 総務課長	
	山崎 晃	” 指導課長	

富山県の土地改良区の現状

1 土地改良区数・職員数状況

富山県は、全国に先駆けてほ場整備が行われ、ほ場整備率は 82%と全国トップクラスである。また、農用地面積（59,400ha）の 96%が水田（水田率全国一）であり、本県の水利用の約 9 割を農業用水が占め、各流域で合口化が図られ、県下一円網の目のように、農業用排水路が張り巡らされている。

その多くの農業水利施設を維持・管理している土地改良区は、20 年前（平成 4 年）は 206 団体であったが、「富山県土地改良区統合整備計画」に基づき土地改良区の組織・運営基盤強化の充実を目的として合併が進められ、平成 23 年度末現在で 80 団体となっている。

土地改良区数では 20 年前と比べ約 6 割減となり、全国的には進んでいるとも言われているが、平成 27 年度目標の 65 団体達成はかなり難しい状況にある。

現在の組織の状況を見ると、規模別では、1,000ha 以上が 23 団体 29%、1,000ha 未満が 57 団体 71%となっている。

職員数では、1,000ha 以上が平均 6.0 人、1,000ha 未満が平均 1.2 人であり、職員が不在もしくは 1 人が 40 の半数、技術職員を有する土地改良区が 31 団体 39%であり、組織強化の必要な土地改良区がかなり残っている。

また、合併済み土地改良区においても、厳しさを増す農業情勢の中で組織運営に不安を抱えている地区も少なくない。

		富山県の土地改良区規模別職員数						(H24年3月末)		
受益面積	土地改良区		うち 合併	うち 技術	職員数(人)					平均
	数	(割合)			不在	1人	2人	3~5人	5人~	
~150ha	18	22.5%	-	-	11	7	-	-	-	0.4
150~300ha	9	11.3%	-	-	1	5	2	1	-	1.3
300~500ha	18	22.5%	2	2	2	10	4	2	-	1.4
500~1000ha	12	15.0%	3	6	-	4	5	3	-	1.8
1000~3000ha	13	16.3%	9	13	-	-	2	7	4	3.7
3000ha~	10	12.5%	8	10	-	-	-	4	6	8.1
計	80		22	31	14	26	13	17	10	2.6
うち合併とは、統合整備計画(H4年)以降の合併認可土地改良区数										
うち技術とは、技術職員を有する土地改良区数										

2 土地改良区経常賦課金状況

[平成24年11月 富山県農村整備課とりまとめ]				
平成24年度 土地改良区の経常賦課金(とりまとめ表)			単位:円/10a当たり	
	市町村名	面 土地改良区	線 土地改良区	備考
1	朝日町	2,000		
2	入善町	900		
3	黒部市	1,000		
4	魚津市	1,040 (510 ~ 1570)		
5	滑川市	1,250 (1000 ~ 1500)	750	
6	上市町	1,400	1,200	
7	立山町	1,000	560	
8	旧大山町	1,100	540	
9	旧大沢野町	1,300		
10	舟橋村	1,700	560	
11	旧富山市	1,100	560	
12	旧富山市		540	
13	旧富山市	1,672	1,300	
14	旧富山市	3,500		
15	旧八尾町	3,241		
16	旧八尾町	1,300		
17	旧婦中町	1,400		
18	旧山田村	2,400		
19	旧下村	2,151	1,300	
20	旧小杉町	2,628		
21	旧新湊市	2,878		
22	旧大島町	4,108		
23	旧大門町	2,000	1,360	
24	氷見市	3,000		
25	氷見市	4,200		
26	旧高岡市	2,183 (2023 ~ 2343)	1,080	
27	旧福岡町	1,500		
28	小矢部市	1,270 (他に地区委員会経費)		
29	砺波市	1,400	1,380 (1080 ~ 1700)	
30	旧福野町	880	950	
31	旧井波町	1,000	950	
32	旧福光町	700	1,200	
33	旧井口村	1,000	780	
34	旧城端町	1,000	997	
	単純平均		1,504	
(注)市町村(地域)単位に代表土地改良区の金額を記載、金額が複数ある場合は平均額を記載				

コメント

- ・経常賦課金は540円～4,200円/10a、単純平均で1,504円/10aとなっている。
- ・面土地改良区と線土地改良区の重複は約半分の地域となっている。

3 全国と富山県の比較（土地改良区の財政、運営意向アンケート）

平成21年度土地改良区運営実態調査（全土連）結果より

土地改良区の財政

・1改良区当たり、10a当たりの収支状況

（集計対象地区：全国4,095団体、富山県86団体）

項 目	1改良区当たり（千		10a当たり（円）	
	全国	富山	全国	富山
賦課金	34,156	35,732	5,354	3,547
経常賦課金	19,724	15,098	3,087	1,499
特別賦課金	26,729	25,792	2,933	2,274
補助金・助成金	25,586	36,642	3,185	2,864
国・県補助金	18,954	19,822	1,585	1,633
工事費補助	18,672	13,319	1,451	1,152
恒常的経費補助	10,209	14,222	657	972
市町村等助成金	16,590	15,804	2,036	1,369
工事補助	19,820	13,366	2,024	1,157
恒常的経費補助	5,471	5,977	615	466
借入金	46,404	36,490	3,184	1,864
日本政策金融公庫	26,434	19,549	1,534	941
その他	61,167	47,473	3,680	2,186
その他収入	23,944	33,446	3,783	3,203
他目的使用料	3,173	4,020	340	335
地区除外決済金	4,333	4,446	361	349
受託料	10,228	20,813	657	1,163
過年度収入	1,212	549	121	39
その他	18,606	19,214	2,866	1,807
繰越金	44,706	67,441	7,197	6,528
収入計	126,719	177,772	20,504	17,208

項 目	1改良区当たり（千円）		10a当たり（円）	
	全国	富山	全国	富山
恒常的経費	26,242	28,843	4,216	2,792
運営費	13,761	13,842	2,196	1,340
運営事務費	3,940	4,582	617	439
役員報酬	1,405	1,553	211	146
職員人件費	13,360	8,296	1,514	762
維持管理費	14,225	15,732	2,134	1,457
整備補修費	6,925	6,270	868	489
電力・油脂料	4,300	2,145	517	190
人件費	3,394	5,124	427	454
助成金等	3,321	7,592	293	574
適正化拠出費	2,488	3,190	202	222
その他	3,451	2,158	399	189
工事費	18,053	26,780	1,964	2,246
国県営負担金・分担金	27,784	24,421	2,380	1,504
公庫資金等借入金償還金	49,113	53,714	4,992	4,069
各種積立金	23,619	33,196	2,391	2,826
その他の支出	12,225	9,022	1,615	802
繰越金	40,577	48,857	6,524	4,729
支出計	126,719	177,772	20,504	17,208

- ・富山県は全国と比較し経常賦課金が低くなっているが、農業情勢が厳しさを増す中で賦課金の増額は難しく、厳しい財政状況となっている。

土地改良区の運営意向アンケート結果（平成21年度土地改良区運営実態調査より）

○将来の組織運営

	現状維持	統合整備	事業内容の充	事業縮小	解散したい	その他	計
全国	44.6	28.4	11.1	1.5	11.3	3.2	100
富山	29.8	50	14.3	-	2.4	4.6	100

○運営上の問題事項

	恒常的経費の確保困難	借入金償還金徴収	組合員の不協力の	役員のなり手がいない	職員不足	末端施設管理	利用権者の滞納	近隣非居住組合員	その他	特になし	計
全国	21.7	6.5	14.2	14.8	5.3	11.2	4.6	11.2	2.8	7.7	100
富山	27.8	8.6	16.2	5.6	4	13.1	4.5	14.6	1	4.5	100

○運営上の問題の対処方法

	合併を推進	市町村との連携	賦課金の値上	新たな事業	その他	計
全国	21.7	33.6	16.7	21	7.5	100
富山	33.3	27.5	16.7	19.5	2.9	100

・運営上の問題としては、恒常的経費の確保困難を心配している割合が最も多い。
 ・対処方法としては合併推進や市町村との連携を考えている。

○土地持ち非農家の増加による運営への影響

	特に影響はない	総会に出席しない	苦情が多い	組合員にしている	その他	計
全国	58.9	12.2	14.3	13	2.6	100
富山	53	12	26.5	4.8	3.6	100

○施策の要望

	整備補修助成	事務費助成	公的管理	市町村負担の明確化	地方財政措置	員外賦課制度	その他	計
全国	43.8	25.3	13.2	11.4	3.9	1.6	0.8	100
富山	37.8	28.7	9.8	13.3	4.2	6.3	0	100

○集落等の活動状況

	耕作者のみ管理	貸し手借り手の共同管理	非農家も含めて共同経費で管	土地改良区と連携しながら管	その他	計
全国	47.5	22.9	13.9	13.2	2.5	100
富山	26	26	28	18	2	100

○農地の集約化による施設管理の方向

	土地改良区管理	大規模農家の管理	集落等で管理	新たな組織で管理	現在も全てを管理	その他	計
全国	8.6	8.2	39.7	12.8	27.6	3.1	100
富山	1.4	6.8	68.5	13.7	8.2	1.4	100

・農地の集約化による施設管理の方向としては、集落等で管理の意見が圧倒的に多い。

○耕作放棄地への対策

	土地利用調整	集落営農の推進	末端管理組織の再編	耕作放棄地なし	その他	計
全国	18.1	42.6	14.9	18	6.5	100
富山	6.2	68	12.3	14.8	3.7	100

21世紀創造運動への取組み状況

	趣旨を十分に理解し、取り組んでいる	趣旨を理解し、取り組んでいる	趣旨理解、取り組んでいない	趣旨理解しない。取り組んでいない	計
全国	8.9	11	52.8	27.3	100
富山	13.3	26.5	51.8	8.4	100

土地改良区運営上の課題

「土地改良区運営上の課題」について、本検討会の21名の委員へ資料提出をお願いし、課題項目を整理分類すると、

1. 賦課金（未納問題、負担者、一括納付や協力金、三条資格者等）
2. 施設管理（基幹・末端施設管理、用途区域内施設、行政補助等）
3. 運営（職員、業務、研修等）
4. その他（複式簿記、事業採択等）

であり、「賦課金」と「施設管理」についての課題が多い状況である。

課題項目整理表

【1 賦課金】 12
未納問題
(1) 不在の土地持ち非農家の未納に大変困っている。年貢代との相殺できるよう制度の改正を望む
(2) 不在の土地持ち非農家の未納に大変困っている
(3) 滞納者が増えている。
(4) 滞納処分を執行中、土地持ち非農家の理解不足、PRの推進を望む
(5) 宅地協力金の未納の増加
負担者
(1) 組合員から非農家から負担金を徴収できないかという声がある。また、所有者が耕作者との問題は現状では互いの話し合いだが、現状から、耕作者負担へ法的対応が必要ではないか。
(2) 農地の減少・土地持ち非農家の増加による未納の増加が現状である。農地の保全是地域又は集落全体で取り組むべきであり、一括納付を可能にするしくみを望む
(3) 現状では、新規事業への参加資格者等にあたっては耕作者を原則としているが、法人化された農事組合は土改区の組合員になれるのか。当土改区は原則的には農地所有者としている。法人化された農事組合が増加している実態もあって、いわゆる土地持非農家等からは事業同意や賦課金についての理解が得にくい。
(4) 農業規模の拡大を目指す農業政策により、土地持ち非農家が増加し、経常賦課金の滞納問題が増えてきている。更新事業の事業同意に土地改良区の運営に係る経常賦課金と新規事業に関する事業同意は誰がするのか、明確にすべきである。 土地改良区が運営に支障がないように土地改良法を改正していただきたい。
(5) 現状で一括納付でしか徴収できないような状況にある。一括納付が違法であるとの検査の指摘もあったが、可能にする法改正を望む

- | |
|---|
| (6) 集落営農が確立されている地域に比べて、中核農家に委託の農家は同意が得られにくい。中核農家(耕作者)を事業参加者として誘導して欲しい。中核農家に対して、戸別所得補償の優遇などで同意徴収や集積率の向上に資するよう検討願いたい。 |
| (7) 地域営農組合による一括納付を可能にする制度改革を望む |

【2 施設管理】 11
基幹施設管理
(1) 維持管理費の増嵩により、賦課金を増額したいが、今の情勢ではできない。
(2) 農家だけが担っている多面的機能維持のための経済的・肉体的な施設維持管理上の負担は土地持ち非農家の増加などでより深刻な状況に達している。これは時間的猶予のある問題ではなく農業関係組織全てが将来に向けた対策を講ずべき問題である。
末端施設管理
(1) 高齢化と集落機能の弱体化により法面管理が行き届かない
(2) 農業所得低迷・高齢化と土地持ち非農家の増加により維持管理に支障を来している。集落営農の取組と共に農地水環境保全向上対策への積極的な参加が必要。
(3) 地元施設の維持管理は農家の負担となっており、維持管理方法の見直しを望む。
(4) 農地水環境保全向上対策への加入を促進し地域での維持管理に対応していきたい。
管理外施設・用途区域内施設
(1) 用排水系統の中流域が土地改良区施設でないため、未整備であったり、整備不良となっている。補助も出せない場合がある。水路の一元管理、青線路線管理者との連携を図りたい。
(2) 街中の水路の管理について、施設台帳に載っていない水路で、修繕は、土地改良区がすべきなのか。境界確認を求められる場合もある。
(3) 用途区域内の水路は県営 NN 事業から取り残され、老朽化が著しい、下流農地に影響が出ている。補助制度の創設を望む。
運営経費助成等
(1) 土地改良区営事業の減少と土地持ち非農家の増加により土地改良区の必要性を疑問視する組合員が増加している。土地改良区営事業の増加と運営経費・事務費の確保を望む
(2) 暗渠排水路のゴミ詰まりや幹線水路では土砂堆積や雑草樹木の繁茂により通水不良が多発・年間 200 万、1 箇所当たり 40 万の支出がある、市などからの助成制度の創設を望む
(3) 施設台帳整備に対する助成制度を望む

【3 運営】	8
職員	
(1) 技術職員の減少から施設の改修や緊急時の対応ができなくなった場合、土地改良区の必要性を問われることになる。組織再編も視野に入れ検討して欲しい	
(2) 合併や事務統合による人材確保が必要	
業務	
(1) 事業施行の直営・自立化を支援して欲しい	
(2) 事業施行の直営・自立化を行っている	
(3) 事業施行資料の電子化と活用を図りたい	
研修	
(1) 考え方の統一を図る研修を。実務事例の発表・意見交換	
その他	
(1) 合併で拡大したことによるデメリット、組合員と互いの顔が見えなくなったのでは。	
(2) 2度の合併を経て、市内、面1土地改良区とした。技術職員2名で維持管理及び直営により施設更新事業の設計・積算・発注・監督を担当。地区内に21地区委員会を設置し、担当職員を設け、予算・決算の事務補助を行い、要望のとりまとめ等は地区委員会から届く。今後は経常賦課金単価の引き下げを検討したい。以上の取り組みにおいて、合併により経営基盤は安定をしていると考える。	



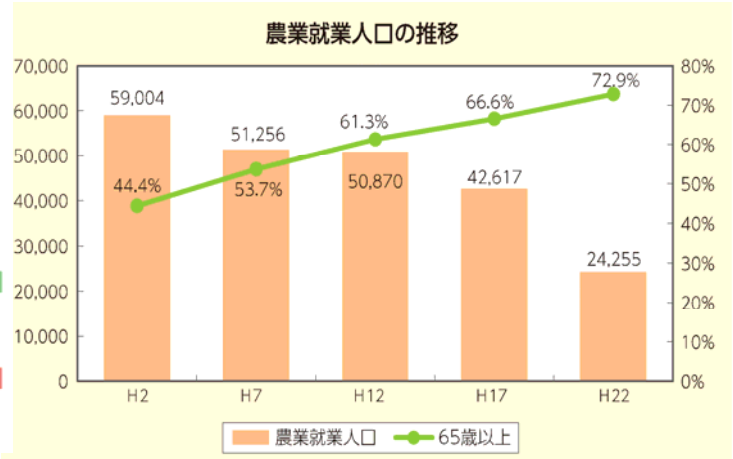
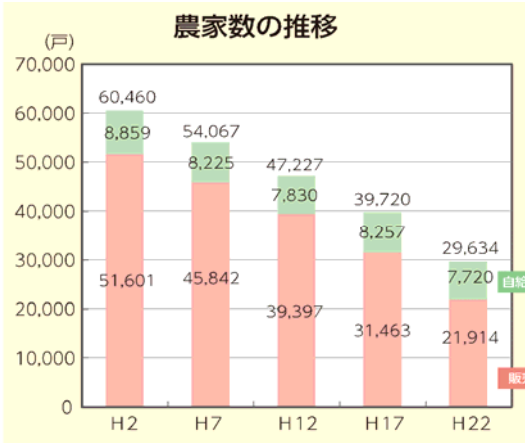
【 4 その他】	9
複式簿記	
(1) 複式簿記に移行する際、減価償却のために全域の土地改良施設の正しい評価を明確にすることは難しい	
(2) 複式簿記に関して導入に向けた研修会をすべき	
その他	
(1) 行政において非農家宅地面積相当の環境保全補助金の創設を望む	
(2) 農地法3条での農地の移動が土改に案内されるよう制度の改革を望む	
(3) 水利権更新については、法河川にから取水している施設は県かん排で施工された施設が大半であり、県下農業用水の実態を見通しされる観点からも県での対応をお願いしたい。	
事業採択	
(1) 大区画化、用排水路整備の必要な地区がある今後も予算確保をお願いしたい	
(2) 補助事業の要望地区は35地区ある。5年以上事業採択を待っている地区もある。農家の意欲も減退してしまう。土地改良区の存在意義が薄れていくことも懸念される。採択が遅れるならば、水路目地補修など直営施工を実施する方向も検討せざるを得ない。	
県土連	
(1) 相談専門部署の設置を望む	
(2) 統一の賦課金システムの開発を希望	



土地改良区のあり方

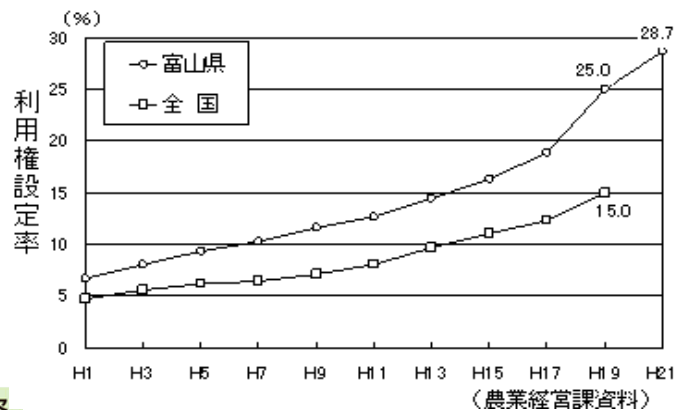
1 農業構造の変化

全国的に高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、農業環境が厳しさを増すなか、富山県においても、農家数、農業就業人口ともに20年間で約半分に減少し、農業就業人口のうち65歳以上の割合は7割を超えている。



また、利用権設定による農地集積は、全国平均よりも大幅に進んでおり、平成23年度末の利用権設定率は31% (農用地面積60,600haのうち、利用権設定面積18,900ha) となっている。

県の長期計画 (富山県農業・農村振興計画) においても、担い手による経営面積割合の大幅な増加を目標としている。



担い手の育成見通しと農業経営のめざす姿

項目	現況 (平成22年)	平成33年
担い手による経営面積割合	45%	60%
法人経営体数	381法人	500法人
認定農業者数	1,441	1,500
集落営農組織数※1	494	570
新規就農者数※2	53人/年	50人以上/年
家族経営協定数	227	280

※1 集落を単位として、共同販売経理を行う営農組織

※2 新たに農業に就業した60歳未満の農業者数

さらに、国では平成24年度より、全国的な農業の担い手不足を解消するため、「人・農地プラン」の作成を推進しており、プランは市町村が作成し話し合いにより決定することが要件となっている。

「人・農地プラン」は、新規就農と農地集積を目ざすものであり、特に農地の利用集積の推進により、今後さらに担い手（認定農業者や集落営農組織）への利用権設定が進み、土地持ち非農家の増加、農家数の減少が確実に見込まれる。

このような農業構造の変化の中で、土地改良区の組合員数の減少対策や運営のあり方等についての検討がますます重要となってくる。

（全国農業会議所パンフレットより）

人・農地プランを作成しよう

人・農地プランは人と農地の問題を解決するための未来の設計図です

1 地域の農業者の話し合いによって作成します。

- 地域における話し合いによって、**集落・地域ごと**に作成します。営農の実態に合わせてもっと広いエリアでもかまいません。
- 「人と農地の問題」を解決するため、次の事項を決定します。

- 今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
- 中心となる経営体へどうやって農地を集積するか
- 中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）をどうするか

- 現在、認定農業者、法人、集落営農など担い手がいる場合は、それら経営体の意向を確認したうえで地域の中心となる経営体としてプランを作成することが適当です。

人・農地プランの範囲は、集落や自治会等の営農活動の単位となるエリアが基本ですが、地域の实情に応じて複数集落やもっと広いエリア（小学校区、旧町村など）でも可能です。



市町村が人・農地プランを作成していることが要件になっています。

- 青年就農給付金（経営開始型）**
 - ・原則45歳未満で独立・自営就農する方に年間150万円を最長5年間支援します。
- 農地集積協力金**
 - ・中心となる経営体に農地を提供する方を支援します。
- スーパーL資金の金利負担軽減措置**
 - ・認定農業者が借り入れるときに、当初5年間を実質無利子化します。

2 人・農地プランを作成した後も、必要な見直しができます。

- 最初からパーフェクトなプランにする必要はありません。
- 人・農地プランを作成した後も、**必要なときに見直し**ができます。

例えば

- 新規就農者が出てきたとき
- 集落営農・法人を立ち上げ、中心となる経営体となるとき
- 引退を決意して農地集積協力金を受けようとするとき

2 土地改良区の性格と役割

土地改良区は、公法人としての性格が強く、いわゆる公共組合として地方公共団体並みの権限を有し、以下の特徴を持っている。

公的性格

土地改良区は、事業団体であると同時に公益を目的とする公共的性格の強い団体である。認可によって成立し、法人格を所得する。登記を要せず、知事の公告により組合員、第三者に対する対抗要件を得ることができる。

組合員の当然加入（第11条）

土地改良区の設立申請に当たっては、地区内の三条資格者の3分の2以上の同意を必要とされている。土地改良区が成立すると、その地区内の三条資格者は、土地改良区の設立の際の同意、不同意にかかわらず、すべてが組合員となる。

賦課金の強制徴収（第36条～第39条）

定款の定めにより、その事業に要する経費に充てるため、組合員から賦課金等を徴収することができ、滞納者には行政上の強制徴収を行うなどの権限が与えられている。

非課税団体

土地改良区の団体としての性格や事業の性質から法人税、所得税、不動産取得税、固定資産税、事業税等について非課税扱いとされている。

土地改良区は、土地改良事業を行うため地域の農業者が組織した団体であり、総会等により運営方針が民主的に決定され、組合員の意見が反映される仕組みとなっている。

また、土地改良法において土地改良区が行える事業は、土地改良事業およびその附帯事業に限定され、役員義務なども定められており、役員がその義務を怠った場合は責任を問われることとなる。

役割

土地改良区は、土地改良事業の実施及びその事業により造成された施設の維持管理を目的とする団体であり、農地や農業用排水施設等の生産基盤を整備することにより、農業生産性の向上や営農条件の改善等を図るものである。

また、土地改良区は農村地域における水と農地の管理主体としての役割を通して地域の環境保全にも寄与しており、農地・農業用水等の多面的機能について、農家はもとより非農家、都市住民等へ広く伝えるとともに、農村環境の保全や農村地域の活性化等への役割も期待されている。

3 土地改良区のあるべき姿

土地改良区は、これまでも土地改良事業の推進母体として、また多面的機能を有し公共的な財産である土地改良施設の管理組織として運営されてきた。今後とも地域社会の発展のために積極的に貢献していくことが求められている。

土地改良区が本来の役割を適切に果たしていくためにも、土地改良区の体制強化を図り、適正かつ効率的な土地改良区運営を行い、その上で、地域の農業振興への一層の貢献や地域社会への積極的な取り組みなど、新たな役割を個々の土地改良区の実態に合わせて行っていくことが必要である。

適正かつ効率的な土地改良区運営

土地改良区の運営は組合員の賦課金により成り立っており、土地改良事業の効率的な実施や施設を適正に維持管理していく義務を負っている。

土地改良区が本来の役割を適切に果たしていくためには、統合等による組織基盤の強化、維持管理体制の再編整備等を通じて土地改良区の体制強化を図り、適正かつ効率的な土地改良区運営を行うことが重要である。

地域の農業振興への一層の貢献

土地改良区は施設の管理を行うことにより地域の農業振興に貢献しているが、さらに土地改良区の保有する情報を積極的に活用し、さまざまな農業振興活動へ積極的に取り組み貢献していくことが求められている。

地域社会への積極的な取り組み

土地改良区は、農地、農業用水等の地域資源を総合的に管理する団体として、これら地域資源が持つ多面的機能が十分に発揮され、地域社会に貢献するよう積極的に対応していくことが求められている。

また、これら施設を土地改良区が管理していることについて、地域の理解と協力を得るため、積極的なPR活動を行っていく必要がある。

土地改良区の活性化・基盤強化策

1 土地改良区運営の賦課金等の確保

(1) 賦課金負担者の明確化

現状及び課題

- ・昭和24年に制定された土地改良法は、小作地の大幅解放や耕作者の地位向上という農地改革の趣旨や農業経営合理化を図るという土地改良事業の目的から、三条資格者(事業参加資格者)は原則的に耕作者(自作地は所有者、小作地は使用収益権者)、例外的に農業委員会の承認を得て所有者がなることも可能とし現在に至っている。
- ・実態としては、土地改良区として賦課金徴収しやすい相手は所有者であること等により、多くが所有者となっている。

全国的の約7割が所有者、富山県もほぼ同様

- ・平成5年に農業経営基盤強化促進法が制定され、担い手(認定農業者や集落営農組織)への農地集積が積極的に推進されているが、賦課金負担者は契約書には明記されずほとんどがあいまいにされている。

富山県の農用地の利用権設定率：平成23年度末31%

- ・今後、農業経営の悪化、世代交替等により賦課金未納者の増加が懸念されている。
- ・組合員を耕作者に限定した場合、離農や集落営農(法人化)の増加により、組合員が大幅に減少し、今後の土地改良区の組織運営が懸念される。

今後の方向

・利用権設定契約時の賦課金負担者の明確化

利用権設定の契約・更新の際には土地改良区賦課金(土地改良及び水利費)を[貸し手]と[借り手]のどちらが負担するかについて明確化することが必要である。

賦課金の負担者は、原則両者の話し合いによるものであり、どちらにすべきかの方向付けは当面難しいと考えられるが、将来的なトラブルの発生や賦課金未納者の増加対策として、利用権設定契約時の負担者の明確化について、農業委員会等から農家へ、土地改良区から組合員へ、啓発パンフ等により周知を図っていくことが必要である。

また、農地転用や利用権設定の把握を迅速かつ適切に行うため、市町村や農業委員会、農協との連携を密にし、情報の共有化等を図っていく必要がある。

・地域の実態に対応した組合員(三条資格者)の法制度等の検討

平成17年度に農林水産省の「土地改良制度研究会」において、事業参加資格者(耕作者と所有者、一筆複数資格者)の検討がされたものの、結論が出ない状況であったが、その後年数も経過しており、今後の農村地域の実態に対応した組合員(三条資格者)の法制度等の再検討や国レベルでの方向づけが必要である。

賦課金負担者の検討（例） ～ 将来に向けて～

区分 賦課金	線 土地改良区	面 土地改良区
	幹線水路等	農地・ 末端水路等
經常賦課金	耕作者	(主) 耕作者 所有者
特別賦課金	(主) 耕作者 所有者	(主) 所有者 耕作者

線土地改良区の場合

線土地改良区は、営農に必要な水確保のための幹線水路等の改修事業や維持管理を業務としていることから、

經常賦課金の負担者は、水利用者（使用収益権者）である耕作者が想定される。

また、特別賦課金の負担者は、長期の利用権設定等の場合は耕作者が想定されるが、短期の利用権設定や条件不利地等で営農条件が厳しい等の場合は所有者も想定される。

面土地改良区の場合

面土地改良区は、個人財産である農地の整備、末端水路等の改修事業や維持管理を業務としていることから、

經常賦課金の負担者は、水利用者（使用収益権者）である耕作者が想定されるが、短期の利用権設定や営農条件が厳しい等の場合は所有者も想定される。

また、特別賦課金の負担者は、個人財産である農地を主体に整備する事業であることから所有者が想定されるが、長期の利用権設定等の場合は収益権者である耕作者も想定される。

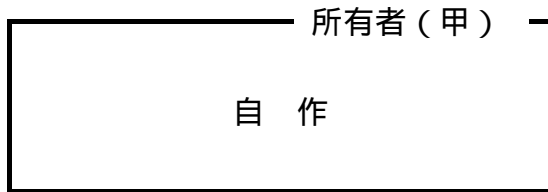
なお、どちらか一方のみでなく、所有者と耕作者の双方についても想定される。

さらに、集落等の一括納付や宅地賦課を含めての検討も今後の課題である。

土地の権利と使用、組合員（三条資格者）の関係

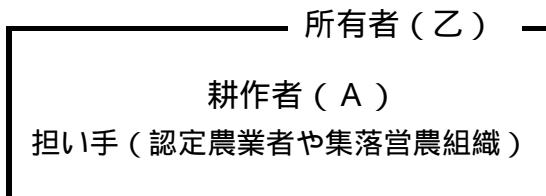
< 組合員（三条資格者） >

ケース



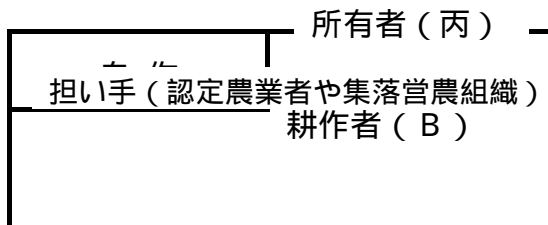
所有者（甲）

ケース



利用権設定契約（明確化）により、
所有者（乙）または耕作者（A）

ケース



所有者（丙） および
利用権設定契約（明確化）により、
耕作者（B）も可



(2) 一括納付制度の導入

現状及び課題

- ・国の土地改良区検査等において、賦課金徴収の対象は組合員のみであり、一括納付は不可と指摘を受けている。
- ・県単事業等の地元負担金については、一括納付希望が多い。
- ・施設の補修・整備について集落全体で負担する慣習の地域が多いこと、集落や営農組合等からの一括納付は賦課金徴収の確実性、事務の簡素化からもメリットがある。

今後の方向

・一括納付制度の導入要望

集落等からの一括納付希望が多いことや、今後集落営農(法人化)の増加が見込まれこと等に配慮し、一括納付制度の導入について土地改良法の運用・改正等での対応について要望していく必要がある。

(3) 協力金(宅地賦課)の制度化

現状及び課題

- ・農村の混住化、土地持ち非農家の増加により、土地改良区賦課金の農家負担が過重となってきている。
- ・農業用水の多面的機能は非農家にも多大な恩恵をもたらしている。
- ・県西部の砺波平野では普通水利組合の時代から宅地賦課をしている地域が多く、近年は協力金という形で宅地面積当たりで徴収している。

今後の方向

・協力金(宅地賦課)等の賦課徴収の制度化要望

農業用排水路は、地域用水や宅地等を含む排水処理等の多面的機能も有していること等に配慮し、非農家も組合員とする等土地改良法の改正等による協力金(宅地賦課)等の賦課徴収の制度化について要望を検討していく。



2 土地改良施設の適正かつ円滑な管理の推進

(1) 計画的な施設の管理及び更新

現状及び課題

- ・昭和30年から40年代において集中的に整備された農業水利施設が造成後40～50年経過し耐用年数を迎えており、老朽化に伴う維持管理費が増加し、今後計画的な整備更新が必要となっている。
- ・老朽化する施設が増加する中、農地面積や農家数の減少、農業経営の悪化等により土地改良区賦課金の増額が困難な状況であり、施設管理を担っている土地改良区の運営が厳しくなっている。
- ・更新事業等の事業参加の同意徴収、農家負担の確保が難しくなっている。
- ・平成18年度から21年度の4ヶ年で県内13地区の幹線用排水路約900kmを対象に「富山県農業水利施設機能保全計画」が策定されており、今後本計画を基に、効率的なストックマネジメントにより、適時適切な補修・補強・更新などの対策を行うことが必要である。



今後の方向

・長寿命化に配慮した適切な施設の管理・更新

施設の長寿命化・ライフサイクルコスト低減の観点に立った施設の保全管理・更新を行い、農家の負担軽減を図っていく。

・農業用水を利用した小水力発電の推進等による施設管理・更新費の確保

土地改良施設の維持管理費の軽減や将来更新等に備えた建設改良積立金を確保し、施設管理・更新費の確保を図る。

・土地改良事業の補助率見直し

農業情勢・社会情勢の変化に対応した補助率の見直しを要望する。

・団体営事業等の事務経費の支援

きめ細かな施設の保全・更新等が行える団体営事業等を推進するため、事業主体である土地改良区に対する事務経費の支援を要望する。

(2) 公益的機能に配慮した行政支援の拡充

現状及び課題

- ・富山県耕地課が平成20年度に取りまとめた「農業・農村の多面的機能の評価額」は県土の保全、生活環境の改善、自然環境の保全等で年間918億円となり、県民1人当たり年間約8万円の恩恵を受けているとされている。
- ・土地改良施設の管理実態としては、末端施設は集落、幹線施設は土地改良区が本来業務として行っており、農地・水保全管理支払交付金事業（平成19年度から）やは

国営・県営造成施設管理体制整備促進事業（平成12年度より）による管理経費への支援が行われているが、農業経営が厳しさを増す中で、公益的機能に配慮した恒久的な行政支援が求められている。

- ・農地面積や農家数の減少が続く中で、水利施設等は維持・保全していかなければならず、土地改良区（組合員）への負担が増加してきている。
- ・土地改良区は、「富山県地域防災計画」において「指定地方公共機関」に位置づけられており、災害時の水門操作を行う等、防災関係機関としての関わりが今後益々重要となってくる。
- ・土地改良施設の管理は原則土地改良区が行っているが、土地改良区がなくなれば市町村が管理しなければならず、その場合の市町村負担は人的にも経費的にも莫大になることは必至である。
- ・全国的には、市街化の進展や社会的経済的諸条件の変化に伴い、土地改良法第56条第2項の規程に基づく土地改良区の市町村等協議を行なわれ、管理に関する費用支援を受けている事例が増えている。

今後の方向	
	<p>・ <u>恒久的な行政支援の拡充</u></p> <p>農業・農村の多面的機能を有し公共的な財産である土地改良施設の重要性を正しく評価し、これからも適正な管理を行っていくため、恒久的な行政支援の強化を要望し、農家負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>国の経営所得安定対策における農業・農村の多面的機能を評価した直接支払の制度検討においては、農家や集落のみでなく、水と農地を守っている土地改良区への直接支援について要望していく。</p>

（3）地域連携による施設管理

現状及び課題

- ・農地面積や農家数の減少、土地持ち非農家の増加等により、土地改良区組合員のみでの施設の保全・管理が難しくなっている。

今後の方向	
	<p>・ <u>地域住民等との連携による施設管理</u></p> <p>土地改良施設は、農業生産を支える重要な施設であると同時に地域の生活用水、消流雪用水、防火用水等といった多面的機能を有しており、農家のみならず地域全体に広く恩恵をもたらしていることから、非農家を含めた地域全体での施設管理を進めることが重要である。</p> <p>さらに、行政（市町村）や農業関係団体（農業委員会、農協等）との連携を強化し、情報の共有化等による施設管理体制の充実も進めていく必要がある。</p>

3 その他（土地改良区の組織強化）

（1）組織・運営基盤の強化

現状及び課題

- ・土地改良区の運営基盤の強化を図るため、平成3年度に「富山県土地改良区整備計画」が策定され、計画的に土地改良区の合併が進められ、平成4年度206団体が平成23年度末で80団体となっている。
- ・80土地改良区の内、職員が不在もしくは1人が40土地改良区(半数)ある。
- ・受益面積1,000ha未満の土地改良区は57団体(71%)で平均職員数は1.2人と少ない、また、技術職員を有する土地改良区は全体で31団体39%で、500ha未満では技術職員がほとんどいない状況である。

今後の方向

・統合整備（合併）による土地改良区の運営基盤の強化

第3次統合整備推進計画（H18年3月策定、推進期間10年、平成27年度計画目標65団体以下）に基づき、土地改良区の統合整備を推進し、運営基盤の強化を図る。

基本方針：統合整備は合併が原則

統合整備後の受益面積は1,000ha以上

原則、水系又は市町村単位で合併

計画期間中合併が困難な土地改良区は、適正運営化を推進

合併のメリット（効果）

組織運営面：専任職員の確保、事務の電算化等で事務処理体制の強化

管理体制面：施設の明確化等で適正かつ効率的な管理

事業実施面：計画的な整備更新の調整

組織連携面：行政（市町村等）や関係団体等との連携強化

なお、合併のデメリットとして、組織が大きくなり地元との接点が希薄になるとの懸念もあるが、合併済み土地改良区では地区委員会（旧土地改良区単位）等により、地元との調整・把握を行っている事例が多い。

（2）人材育成

現状及び課題

- ・農家数の減少、農業構造の変化、役職員の交替等により、土地改良区の役割等に対する意識が薄れてきている。
- ・土地改良区が本来の責任を果たしながら事務、事業を進めていくためには、事務局はあくまで補助機関であり、土地改良区を運営していくのは役員の責務であるという意識向上が必要である。

今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>役職員の意識向上を図る研修の実施や手引き書の作成</u> 土地改良区の役割や運営等についての意識向上を図るための役職員研修を定期的に実施するとともに、役職員の手引き書等の作成・配付を行うことが必要である。 ・ <u>技術職員の確保、育成</u> 土地改良区の本来業務である土地改良施設の管理や維持補修、設計・積算もできる技術職員の確保に努めるとともに、技術力向上の実践研修等を行うことが重要である。

(3) 土地改良区の役割等の普及啓発

現状及び課題

- ・ 農家数の減少、農業構造の変化、世代交代等により、土地改良区の役割等に対する意識が薄れてきている。
- ・ 土地改良区の役割等を高める活動として、平成12年度より管理体制整備促進事業、平成13年度より21世紀土地改良区創造運動、平成19年度より農業用水水源地域保全対策事業等を進めてきているが、農家のみでなく非農家や都市住民の理解を得るための普及啓発活動は今後ますます重要となる。

今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土地改良区の役割等の普及啓発活動の推進</u> 農業農村の多面的機能や土地改良施設の管理を担っている土地改良区の役割等を理解してもらうための普及啓発活動について、今後も積極的に取り組んでいく。

(4) 県土地改良事業団体連合会による支援の充実

現状及び課題

- ・ 土地改良区の統合整備を進めてきているが、小規模な土地改良区（1000ha未満）がまだ71%を占めており、事業を担う技術職員などが不足し、また財政基盤も弱く十分な機能が発揮できない状況にある。
- ・ 土地改良施設の適正かつ円滑な管理を推進するため、データ管理や事業管理を確実に行っていくことが今後ますます重要となる。

今後の方向
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土地改良区への業務支援の充実</u> 土地改良区の役割発揮に向け、県土地改良事業団体連合会による土地改良区への指導・支援を充実していく。 水土里情報の活用による土地改良施設のデータベース化等により、土地改良区の施設管理、事業管理業務等の充実に支援していく。

< 参考資料 >

事業参加資格検討資料（農林水産省「土地改良制度研究会とりまとめ」平成18年7月より）

1 / 2

一筆一資格者			
方向	方式	メリット	デメリット
A-(7) 耕作者中心	原則耕作者、 例外所有者	・ 現行制度の趣旨に即した運用の徹底により、担い手を含む耕作者の意向を踏まえた事業実施。 〔担い手を含む耕作者の意向をより強く反映するという点からは、所有者から農業委員会への申出に際して耕作者の同意を要件とする途〕	・ 現場の実態との乖離 ・ 農家の減少・担い手への集中の進展への考慮の必要
A-(4) 所有者中心	原則所有者、 例外耕作者 〔農業委員会の承認を得た場合に耕作者とするかどうかは更に検討〕	・ 多くの実態に即した（特に面的な整備における費用徴収、所有者の協力の存在）円滑な事業実施。	・ 不在村地主の増加が予想される中で参加資格者の把握が困難となり、費用徴収に支障。 ・ 参加意欲のない所有者等を一律に参加資格者とすることの妥当性。 ・ 担い手（耕作者）の意向を十分に反映できない。 ・ 農地法に基づく貸借権や長期の利用権による耕作者の事業参加の途が遠のく。 ・ 担い手への支援重点化を進める農政の展開方向に逆行。 ・ 事業目的を農業上の利用増進から、資産価値増進に変更、との批判。
A-(7) 耕作者と所有者の協議によりいずれか	耕作者と所有者の合意により、どちらか一方が参加資格者 〔自作地については所有者（＝耕作者）〕	・ 農用地に最も大きな利害関係を有する耕作者と所有者の両当事者の意思を尊重した事業実施。	・ 当事者間の合意が得られない間は参加資格者が確定せず、制度的な安定性を欠き、事業の円滑な実施にも支障。 ・ 参加資格の構成は制度上の原則に基づかず、当事者の意思に依存することの、事業目的や農政の展開方向との関連での妥当性。また、制度の意義の否定との批判。

一筆複数資格者			
方向	方式	メリット	デメリット
B-(7) すべての 耕作者 ＋ 農業委員会 に承認され た所有者	すべての耕作 者は参加資格 者、農業委員 会へ申し出て 承認を得た所 有者も参加資 格者	・ 耕作者を中心とする 参加資格の原則を貫き、 その意向を事業に的確に 反映。	【共通】 ・ 使用収益権設定農用地一筆ごと に参加者が1人のものと2人のも のが併存。公平な議決権の付与、 一旦参加した者の脱退の妥当性な どについての整理が必要。
B-(1) すべての 所有者 ＋ 農業委員会 に承認され た耕作者	すべての所有 者は参加資格 者、農業委員 会へ申し出て 承認を得た耕 作者も参加資 格者	・ 多くの実態に即した (特に面的な整備におけ る費用徴収、所有者の協 力の存在) 円滑な事業実 施。	【(7)～(9)のそれぞれについて、 Aの(7)～(9)のそれぞれの問題点 が対応。】
B-(9) 耕作者と所有 者の協議 によりいず れか又は双 方	耕作者と所有 者の合意によ り、どちらか 一方又は双方 が参加資格者	・ 耕作者と所有者の双方 の参加資格者についての 判断の幅が拡大。	
B-(1) 耕作者と 所有者の 双方	土地のすべて の所有者と耕 作者が参加資 格者 〔参考〕 土地区画整理 法の場合 事業同意は所 有者の 2/3、 耕作者の 2/3 議決権は各自 1票ずつ	・ 所有者と耕作者の双方 が一体となった事業実 施。 ・ 特に面的な整備におけ る多くの実態に即した事 業実施。	・ 所有者と耕作者それぞれの利害 に基づく異なる主張が平等になさ れ、対立が先鋭化した場合には事 業の円滑な実施に支障。 ・ 不在村地主の増加が予想される 中で参加資格者の把握が困難とな り、費用徴収に支障。 ・ 参加意欲のない所有者等を一律 に参加資格者とすることの妥当性。 ・ 担い手への支援重点化を進める 農政の展開方向に逆行。



全員で「さなえマーク」をかざして..... （平成25年2月13日）

富山県土地改良区活性化検討会
事務局

富山県土地改良事業団体連合会
TEL 076-424-3300

平成25年 3月